

## 府政マーケティング業務委託仕様書

### 1 委託業務名

府政マーケティング業務

### 2 業務期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとする。

### 3 趣旨

戦略的な広報活動の展開を図るため、専門的知識や豊富な実践経験を有する人材により、府政に関連する様々な広報業務を総合的に調整し、効果的な広報を展開していく。

### 4 業務内容

#### (1) 広報マーケティングプロデューサーの配置

広報企画の知識経験を有し、効果的な広報発信のための助言、総合的なコーディネートを行うことができる広報マーケティングプロデューサーを紙媒体、電子媒体など専門分野の異なる 2 名以上配置し、打ち合わせには 1 名以上が参加する。

#### (2) 定例ミーティング・相談業務（月 1 回）

業務の遂行に当たり、府と月 1 回の定期ミーティングを行うものとする。

その際に、府広報計画や府が有する自主媒体の活用に対する事前・事後のアドバイスを行う他、府政にとって有効な自治体や企業の情報発信の事例報告など府への情報提供及び提案を紙媒体で行う。また、打ち合わせ以外でも随時メール、電話等で府とやりとりを行い、対応するものとする。

#### (3) 府政情報 PR に関するプロデュース業務及び相談業務（月 2 日以上）

月 2 日以上、府に駐在し、府政情報 PR に関するプロデュース及び相談に対応する。

プロデュース業務にあたっては、企画・媒体選定・発信、効果測定まで、府、関係事業者等との調整を行いながら、戦略的・効果的な広報展開をプロデュースすること。

相談業務にあたっては、担当部局記載の相談シートを元に、事前に関連事業の情報収集をした上で、事業実施にあたり広報に関するアドバイスを行う。その相談結果を 1 週間以内に相談シートに記載し、担当部局及び広報課にフィードバックする。

## 5 成果の帰属及び秘密保持

(1) 本業務により得られた成果物の著作権は、原則として府に帰属する。

(2) 秘密保持

①本業務に関し、受託者が府から受領又は閲覧した資料等は、府の了解無く公表又は使用してはならない。

②受託者は、本業務で知り得た府及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

## 6 その他

受託者は、本業務の実施にあたって、不明瞭な点や改善の必要性がある場合、または、執行上の疑義が生じた場合は、府と協議して定める。